第明治三十五種郵便物認可
△
○
○

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第７２３号
埼玉県川口市柳崎４丁目27番１号　グレイスリラ104
債務者　保坂　隆史
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７５４号
埼玉県鴻巣市笠原2558番地
債務者　リチャード　ビリヤビセンシオ
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７７６号
埼玉県新座市野火止３丁目12番35号　コーポ若宮Ｂ207号室
債務者　清水　昭男
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７８０号
埼玉県新座市栗原６丁目２番17号　ラークハイツ105号室
債務者　井村　正彦
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第７９３号
さいたま市見沼区東大宮４丁目73番地10　みゆきハイツ103号
債務者　高橋　秀信
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８０１号
埼玉県川口市大字戸塚4822番地の１
債務者　小林　由起
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８２５号
さいたま市南区大字大谷口675番地７　ブルーヴィラ302、旧住所群馬県前橋市三河町２丁目17番14―121号　エムズ・ワン
債務者　福迫　一教
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８４７号
さいたま市浦和区常盤９丁目10番15号
債務者　乙黒　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９５号
さいたま市中央区鈴谷７丁目10番13号　サニーコート与野本町101号
債務者　若海壽美代
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第８９８号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目１番地６　和泉荘27号室
債務者　佐藤　吉道（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９０９号
さいたま市岩槻区東岩槻４丁目11番地10　12号206
債務者　山田　陽子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９１２号
埼玉県鴻巣市境１番地８
債務者　坂口　春美（旧姓黒須）
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係